

## 停止命令（サンエイ株式会社）

### 1 被処分者

- (1) 所在地 愛知県刈谷市桜町三丁目3番地  
(2) 名称 サンエイ株式会社 代表取締役 神谷 健安

### 2 停止を命じる事業の内容

#### (1) 産業廃棄物収集運搬業

ア 許可番号 第09000000526号

イ 許可年月日 昭和51年11月24日

ウ 有効期限 平成27年5月14日

エ 事業の範囲

##### (ア) 事業の区分

産業廃棄物収集運搬業

##### イ 取り扱う産業廃棄物の種類（積替え、保管を除く。）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ダスト類、令第2条第13号廃棄物

以上16品目

#### (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業

ア 許可番号 第09050000526号

イ 許可年月日 平成5年8月24日

ウ 有効期限 平成25年8月23日

エ 事業の範囲

##### (ア) 事業の区分

特別管理産業廃棄物収集運搬業

##### イ 取り扱う産業廃棄物の種類（積替え、保管を除く。）

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害鋳さい（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの）、特定有害廃石綿等、特定有害ダスト類（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害燃え殻（カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレ

ン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2 - ジクロロエタン、1,1 - ジクロロエチレン、シス - 1,2 - ジクロロエチレン、1,1,1 - トリクロロエタン、1,1,2 - トリクロロエタン、1,3 - ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類を含むもの、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2 - ジクロロエタン、1,1 - ジクロロエチレン、シス - 1,2 - ジクロロエチレン、1,1,1 - トリクロロエタン、1,1,2 - トリクロロエタン、1,3 - ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2 - ジクロロエタン、1,1 - ジクロロエチレン、シス - 1,2 - ジクロロエチレン、1,1,1 - トリクロロエタン、1,1,2 - トリクロロエタン、1,3 - ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類を含むもの）

以上104品目

### 3 事業の停止を命じる期間

平成22年11月15日から同年12月14日まで（30日間）

### 4 処分の理由

サンエイ株式会社は、豊田市の管財課から「豊田市役所建物及び設備管理業務委託」を受託し、当該委託の中で雑排水槽等の汚泥の処理を行っていたが、平成21年度に当該汚泥の処理において交付した産業廃棄物管理票の排出事業場の記載について、実際の排出事業場である「豊田市役所」ではなく「サンエイ(株)サービス事業部」と記載した。

以上のことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に違反して、虚偽の記載をして産業廃棄物管理票を交付したものとなる。